

柏市上下水道局談合情報対応マニュアル

制定 平成21年10月1日

施行 平成21年10月1日

このマニュアルは、柏市上下水道局公正入札調査委員会要領（平成21年10月1日制定）に基づき、上下水道局が実施する入札に係る談合情報が寄せられた場合の処理について必要な事項を定める。

第1 基本原則

1 情報の確認と報告

入札に付そうとする案件について談合に関する情報があった場合には、可能な限り当該情報の提供者の身元、氏名等を確認の上、直ちに談合情報報告書（別記様式1）を作成し、柏市上下水道局公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）委員長に報告すること。

なお、情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請すること。

2 委員会の招集及び審議

委員長は、上記報告の内容が委員会を招集するに値する情報と判断したときは速やかに委員会を招集し、第2以下の手続きによることが適切であるか否かについて審議すること。

この場合において「委員会を招集するに値する情報」とは、次に掲げるいずれかの内容を含み、かつ、当該情報が信ぴょう性があると判断できるものとする。

(1) 情報提供者の身元、氏名、連絡先、対象案件名及び落札予定業者名（JVの場合は代表者名でも可。以下同じ。）が明らかであること。

(2) 情報提供者が匿名であっても、対象案件名及び落札予定業者名の他に次の情報が含まれていること。

ア 開札日及び談合に関与した複数の業者名が明らかであること。ただし、入札予定の事前公表において関係する内容が公表されている場合を除く。

イ 予定価格を事前公表していない場合で予定価格に極めて近い落札予定金額を示していること。

ウ その他、談合に関与した者以外に知り得ないと疑い得る情報がある

こと。

3 公正取引委員会への通報

委員会の審議を踏まえて第2以下の手続きによることとした情報（以下「談合情報」という。）については、手続きの各段階において逐次かつ速やかに公正取引委員会へ通報すること。

4 報道機関等との対応

上記「3」の場合において、報道発表資料を作成する場合は、委員長の決裁を受けること。談合情報については、報道機関等から求められた場合に限り、公正取引委員会に通報している旨を明らかにすること。（報道機関等との対応については、公正取引委員会が行う審査の妨げにならないよう留意するものであることから、発注者側より積極的に談合情報を公表するものではない。）

5 適用

本マニュアルは、本市上下水道局が実施する建設工事案件の入札に適用するほか、業務委託案件及び物品案件の入札並びに各案件の見積り合わせについても準用すること。

第2 具体的な対応

談合情報があった場合には、原則として次に従い対応すること。なお、詳細な手続き等は、第3に従うこと。

1 開札前に談合情報を把握した場合

(1) 談合情報報告書の作成

事務局は、談合情報報告書（別記様式1）を作成し、委員長に報告する。

(2) 委員会招集の判断

ア 委員長が委員会の招集に値すると判断した場合は委員会を開催する。

イ 委員会の招集に値しないと判断した場合は開札し、落札者を決定する。

(3) 委員会による調査の是非の判断

ア 調査に値すると判断した場合

事情聴取、誓約書の提出及び積算担当者による内訳書の精査をすることができ、並びにそれらを開札の前に行うか又は後に行うかを判断するとともに、直ちに公正取引委員会へ談合情報の提供があった旨を談合情報報告書（別記様式1）により通報すること。

なお、追加の談合情報があった場合には、逐次かつ速やかに公正取引委員会へ通報すること。

(7) 開札前に事情徴取をする場合

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員又は一部の参加者に対して事情聴取を行うこと。事情聴取の対象者は、原則として、契約締結権を有する者又はそれに準じる者とする。事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札実施日（電子入札の案件にあたっては入札書送信期間の開始日）前の日において行うか、又は入札開始時刻若しくは入札日・入札期間の繰り下げにより入札を延期した上で行うこと。聴取結果については事情聴取書（別記様式2）を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付すること。

なお、紙入札の執行にあたっては、一度提出した入札については返還しない旨、すべての入札参加業者にあらかじめ周知すること。

a 事情聴取の結果談合の事実があったと認められる場合の対応

事情聴取等の結果、委員会において談合の事実があったと認められる場合には、入札の執行を延期し、又は取り止めるものとする。また、その旨を公正取引委員会へ速やかに通報すること。入札の執行を延期した場合で、工事費等の内訳書（以下「内訳書」という。）及び入札書が提出されていた場合、それらを保管するとともに入札を取り止めた場合、公正取引委員会への通報にあわせてそれらの写しを提出すること。

b 談合の事実があったと認められない場合の対応

(a) 事情聴取等の結果、委員会において談合の事実があったと認められない場合には、すべての入札参加者から誓約書（別記様式3）を提出させるとともに、入札執行後に談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨の注意を促した後に入札を行うこと。また、誓約書の写しを公正取引委員会に送付すること。

(b) この場合において、すべての入札参加者に対し、第1回の入札に際し内訳書を提出するよう要請すること。ただし、内訳書の提出を求めることとしない入札である場合において、入札日において事情聴取を行うなどあらかじめ内訳書の

提出を要請する時間的余裕がないときは、発注の遅れによる影響、内訳書の精査の必要性等を考慮の上、内訳書の精査を行わずに入札を執行するか、又は内訳書の提出を要請の上、入札日を延期して入札を執行するかのいずれかにより対応すること。

(c) 入札には積算担当者（当該案件の積算内容を把握している職員）が立ち会い、内訳書を精査すること。

(d) 内訳書の精査において、談合の事実があったと認められる場合には、(ア)により対応すること。

(e) 入札終了後に、入札結果報告書の写しを公正取引委員会へ送付すること。

(イ) 開札後に事情徴取をする場合

(ア) に準じた手続きを行うこと。

イ 調査に値しないと判断した場合

開札し、落札者を決定する。

2 開札後に談合情報を把握した場合

開札後に談合情報があった場合には、開札後は入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は既に閲覧に供されていることに留意しつつ、以下の手続きによることが適切か否かを第1の2により判断すること。

(1) 談合情報報告書の作成

事務局は談合情報報告書を作成し、委員長に報告する。

(2) 委員会招集の判断

ア 委員長が委員会の招集に値すると判断した場合は委員会を開催する。

イ 招集に値しないと判断した場合は、落札者を決定する。

(3) 委員会による調査の是非の判断

ア 調査に値すると判断した場合

直ちに公正取引委員会へ談合情報の提供があった旨を談合情報報告書（別記様式1）により通報すること。なお、追加談合情報又は入札の無効の決定等があった場合には逐次かつ速やかに公正取引委員会へ通報すること。

また、入札参加者全員又は一部の参加者に対して事情聴取を行うこと。事情聴取を行う対象者は、原則として、契約締結権を有する

者又はそれに準じる者とすること。聴取結果については事情聴取書（別記様式2）を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付すること。

(ア) 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められる場合の対応

a 契約締結前の場合

事情聴取の結果、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、柏市財務規則第131条第1項第3号を適用し、入札を無効とすること。また、その旨を公正取引委員会へ速やかに通報すること。

b 契約締結後の場合

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、着工工事等の進捗状況を考慮して、契約を解除するか否かを判断すること。また、契約を解除した場合は、その旨を公正取引委員会へ速やかに通報すること。

(イ) 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合の対応

a 契約締結前の場合

事情聴取等の結果、委員会において談合の事実があったと認められない場合には、すべての入札参加者から誓約書（別記様式3）を提出させた上、落札者と契約を締結すること。

また、誓約書の写し及び入札結果報告書の写しを公正取引委員会に送付すること。

b 契約締結後の場合

事情聴取等の結果、委員会において談合の事実があったと認められない場合には、すべての入札参加者から誓約書（別記様式3）を提出させること。また、誓約書の写し及び入札結果報告書の写しを公正取引委員会に送付すること。

第3 個別手続きの手順等

第2に定める事情聴取等の手続きにおいては、次に掲げる事項に留意して行うこと。

1 報告書

事務局は、談合情報に係る通報を受けた場合には、情報の内容を談合情報報告書（別記様式1）にまとめること。

2 公正取引委員会への通報等

- (1) 公正取引委員会への通報等は，別記様式4により上下水道事業管理者名において行うこと。
- (2) 公正取引委員会の窓口は，公正取引委員会事務総局審査局情報管理室（03-3581-5471代）である。
- (3) その後の調査結果に関する公正取引委員会への通報等は，別記様式5によること。また，事情聴取から入札までの手続き等を引き続いて行う場合又は事情聴取したすべての業者が談合の疑いを否定した場合には，これらを入札終了後にまとめて送付することができる。なお，追加談合情報，入札の取り止めの決定又は入札の無効の決定等があった場合は，公正取引委員会への通報に合わせて，手続きの各段階において，事情聴取書（別記様式2）内訳書及び入札書の写し等を送付すること。

また，通報の内容について公正取引委員会から問い合わせがあることが予想されるため，担当者は提出した資料についての的確な対応ができるよう内容を整理しておくこと。

- (4) 公正取引委員会への通報等の後に，公正取引委員会より協力要請があった場合は，事務局を窓口として可能な限り協力すること。

3 事情聴取の方法等

- (1) 事情聴取は，委員長が指名した複数の職員により行うこと。
- (2) 事情聴取は，事情聴取の対象全者に対し，1者ずつ会議室等において聴き取りを行うこと。
- (3) 聴取結果については，事情聴取書（別記様式2）を作成すること。

4 誓約書の提出等

- (1) 誓約書については，別記様式3により，事情聴取対象業者から自主的に提出させること。
- (2) 「入札執行後，談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする」旨の注意を促す場合は，別記6により注意事項を読み上げること。
- (3) 誓約書を提出したにもかかわらず，その後独占禁止法第3条若しくは第8条又は刑法第96条の3第1項若しくは第2項違反があったと認められるときは，極めて不誠実な行為とみなし指名停止期間を加重して措置すること。

5 内訳書の提出

(1) 紙入札の場合

入札に際し、積算担当者が第1回の入札に立ち会い、全入札者が入札書を入札箱に投函した後に、積算担当者が内訳書の提出を求め、談合の形跡がないかを精査し開札すること。なお、事情聴取、内訳書の精査等を迅速に行う必要がある場合は、事情聴取と内訳書の精査を並行して実施することができること。

(2) 電子入札の場合

開札に際し、積算担当者が開札に立ち会い、内訳書から談合の形跡がないかを精査すること。なお、事情聴取、内訳書の精査等を迅速に行う必要がある場合は、事情聴取と内訳書の精査を並行して実施することができること。

6 報道機関等との対応

報道発表資料を作成する場合は、委員長の決裁を受けること。報道機関等からの問い合わせについては原則として、契約主管課長において対応すること。

7 前各項の規定は随意契約について準用する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。